

1 保健教育目標

近年の情報化、高年齢化、核家族化等の社会の急激な変化は、生徒の心や体の健康にさまざまな影響を及ぼしている。本校においても、基本的生活習慣の乱れや心の健康、性の問題等の課題がある。そこで、生徒の健康課題を把握し、自分の生活はもとより身近な集団での生活における健康の問題を、自分でより良く判断し対応できる能力や態度を養う。

2 保健教育の機会と内容

(1) 関連教科・総合的な学習の時間等による集団指導

心身の発達と健康の増進・疾病予防、環境の変化と適応等

(2) 特別活動

①学級活動（1単位時間による集団指導）

- ア 心身の健康の増進
- イ 性的な発達への適応（性に関する指導）
- ウ 安全な行動の習慣化（安全な生活）

②学校行事（生徒が自己の心身の発達・健康保持などについて理解を深め、安全な行動が体得できる集団・個別指導）

- ア 定期健康診断
- イ 疾病予防に関する行事
- ウ 校外活動、校外学習、修学旅行
- エ 大掃除等環境衛生に関する行事

③生徒会活動（生徒の自発的・自治的な活動を通して、自主的に健康的な生活を送る態度の育成を養う活動での指導）

- ア 生活リズムや健康習慣確立のための啓発活動
- イ 感染症予防のための活動
- ウ 保健に関する調査・統計作業

④部活動等における指導

- ア 活動時の傷害予防
- イ 熱中症予防・感染症予防
- ウ 安全な用具の使用

(3) 保健室における個別指導

- ア 健康診断や日常の健康観察をもとに行う、健康に関する相談活動
- イ 保健室利用時におこなう指導

(4) 日常の学校生活における集団・個別指導

「朝の会」や「帰りの会」等の時間を利用し、より良い生活習慣の形成を図るため、繰り返し継続的にこなう。

令和3年度学校保健年間指導計画（1）

新見市立新見第一中学校

項目\月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
保健目標		自分の体を知ろう	生活環境を整えよう	歯の健康と梅雨時期の衛生に気をつけよう	夏の健康に気をつけよう	夏の健康に気をつけよう	体を鍛えよう
行事		定期健康診断 身体測定・視力・聴力・内科・運動器・結核・歯・尿・心臓	定期健康診断 修学旅行（3年）	耳鼻科検診 歯と口の健康週間	保護者懇談 教育相談 喫煙防止教室（3年）	教室等の空気検査	運動会 救急法講習（2年）
保健管理		定期健康診断 机いすの調整 緊急連絡先・健康情報等の管理・修学旅行事前健康調査・緊急対応職員研修・感染症対策	定期健康診断・事後措置・感染症対策	健康診断事後措置・梅雨時期の健康管理・熱中症予防・感染症対策	熱中症予防・夏季休業中の保健管理・疾病治療状況の把握と受診勧告・感染症対策	熱中症予防・夏季休業中の保健管理・感染症対策	熱中症予防
保健教育	1年	健康診断の受け方	校外学習の保健指導	歯と口の衛生 熱中症予防			運動・食事と健康けがの予防と手当
	2年	健康診断の受け方	校外学習の保健指導	歯と口の衛生 熱中症予防			運動・食事と健康けがの予防と手当
	3年	健康診断の受け方	修学旅行の保健指導	歯と口の衛生 熱中症予防			運動・食事と健康けがの予防と手当
組織活動	学校保健委員会					第1回 学校保健委員会	
	生徒保健委員会	健康観察（毎日） 昼の放送（週1） 爪・ハンカチ調べ	年間通して	熱中症予防の取組	熱中症予防の取組	熱中症予防の取組	

令和3年度学校保健年間指導計画（2）

新見市立新見第一中学校

項目\月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健目標		目の健康に 気をつけよう	心と体の成長につい て	冬の健康に気を つけよう	姿勢に気をつけ よう	心の健康に気を つけよう	健康生活の反省 をしよう
行 事		身体測定 眼科検診	駅伝前健康診断 駅伝大会	保護者懇談・薬物乱 用防止教室（3年）			
保健管理		机・椅子の調整	照度測定・アレルギー 一調査	暖房設備の整備・点 検・加湿器の設置と 管理・冬季の健康管 理・疾病治療状況の 把握と受診勧告	教室の換気と加湿 冬季の健康管理	教室の換気と加湿 冬季の健康管理	教室の換気と加湿
保 健 教 育	1年	目の健康	たばこの害	インフルエンザ等感 染症の予防・性に関 する指導（性情報への 対処・性の被害者加害 者にならないために）	インフルエンザ等 感染症の予防	インフルエンザ等 感染症の予防	健康生活の反省
	2年	目の健康	アルコールの害	かぜ等感染症の予 防・性に関する指導 （エイズについて・異性 との関わり）	インフルエンザ等 感染症の予防	インフルエンザ等 感染症の予防	健康生活の反省
	3年	目の健康	薬物の害	かぜ等感染症の予防 性に関する指導（エイ ズと人権について）	インフルエンザ等 感染症の予防	インフルエンザ等 感染症の予防	健康生活の反省
組 織 活 動	学校保健 委員会					第2回 学校保健委員会	
	生徒 保健委 員会			加湿器の設置 教室の換気	インフルエンザ等 感染症予防の取組	インフルエンザ等 感染症予防の取組	加湿器の片付け

令和3年度 保健室経営計画

新見市立新見第一中学校

学校教育目標
はつらつと心豊かにたくましく生きる力の育成



学校経営方針（保健安全に関わるもののみ）
○安全で安心できる生活づくり 健康で充実した生活ができるよう、保健・安全指導や食の教育・体力づくりを充実させる。特に個々の生徒の実態からそれぞれの課題を把握し、個別指導が効果的に行えるよう、保護者との連携を密にする。また、近年増加しているアレルギー等の課題にも慎重に対応できるようにする。



学校保健目標
健康課題を把握し、自分の生活はもとより身近な集団生活における健康の問題を、自分で判断し対応できる能力や態度を養う。



重点目標
生徒の健康情報を整理し、配慮や支援を必要とする生徒への組織的な対応の充実を図る。



児童生徒の主な健康課題
・食物アレルギー・気管支喘息等により、学校における配慮や管理を必要とする生徒がいる。 ・う歯罹患率は県平均より低い、治療率が5割弱に留まっている。 ・裸眼視力1.0未満が全体で4割弱であり、県平均を上回っている。 ・学校管理下のけがが多く、そのうち約半数は部活動中のけがである。 ・不登校あるいは不登校傾向の生徒が各学年複数いる。



到達度：1 よくできた 2 ほぼできた 3 あまりできなかった 4 まったくできなかった

経営目標 保健室	保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※…評価の観点)	自己評価		他 者 評 価				
		到達度	向 今 理 け 後 由 て に	い っ	だ れ か ら	方 法	到達度	助 意 言 見 等 .
1 学 校 生 活 に 関 連 し た 組 織 的 な 対 応 の 充 実 を 図 る	A) 学校生活において配慮や管理が必要な生徒に対して、学校生活管理指導表に基づいた対応を行う。	1		年度末	教職員	アンケート	1	
	※学校生活管理指導表に基づいた対応ができたか。	2					2	
		3					3	
		4					4	
	B) 学校生活において配慮や管理が必要な生徒に対して、リスクマネジメントカードの作成をし、全教職員に配布し共通理解のもと、対応の徹底を図る。	1		年度末	教職員	アンケート	1	
	※リスクマネジメントカードの作成ができたか。	2					2	
	※全教職員に配布し、共通理解のもと、対応することができたか。	3					3	
		4					4	

	C) 学校生活において配慮や管理が必要な生徒に対して、保護者や関係機関と情報交換や連携を密にし、対応の充実を図る。 ※保護者や関係機関と情報交換や連携を密にし、対応の充実を図ることができたか。	1 2 3 4		年度末	保護者 教職員	アンケート	1 2 3 4	
保健室経営目標 1 に対する総合評価			1 2 3 4					

保健室 経営目標	保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※…評価の観点)	自己評価		他 者 評 価				
		到達度	向 今 理 け 後 由 て に	い っ	だ れ か ら	方 法	到達度	助 意 言 見 等 .
2 健康課題を持つ生徒に対する個別指導の充実を図る	A) 疾病異常やアレルギー等、学校における配慮が必要な生徒に対して、本人に声かけをしたり担任等に聞き取りをしたりするなど、日常的に健康状態の確認を行う。 ※本人への声かけや担任等へ聞き取りを行い、健康状態の確認ができたか。	1 2 3 4		年度末	教職員 生徒	アンケート	1 2 3 4	
	B) 心の健康問題を持つ生徒の早期発見に努め、必要に応じて担任や関係職員との情報交換や連携を図る。 ※心の健康問題を持つ生徒の早期発見に努めることができたか。 ※担任や関係職員との情報交換や連携を図ることができたか。	1 2 3 4		年度末	教職員 生徒	アンケート	1 2 3 4	
	C) 人間関係づくりに課題があると考えられる生徒には、保健室来室時の対応の中で、自己肯定感を育みつつ対人関係スキル等を個別に指導する。 ※保健室利用の状況、i-check や教育相談等の結果から、課題があると思われる生徒を見つけることができたか。 ※保健室利用の状況に合わせて、個別に指導することができたか。	1 2 3 4		年度末	教職員 生徒	聞き取り	1 2 3 4	
保健室経営目標 2 に対する総合評価			1 2 3 4					

<総評と次年度への課題>

保健室利用上の留意点

〈保健室の目的〉

保健室への来室生徒は、時代の変化とともに背景要因も複雑化してきている。また、保健室の機能も子どもたちのニーズに即した環境整備が必要となってきた。

学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(学校保健安全法 第7条)

〈基本的な考え方〉

- (1) 保健室では、病気やけがに対して救急処置を行う。ただし、家庭や学校外での傷病は、原則として取り扱わない。
- (2) 内服薬は、原則として取り扱わない。
- (3) 保健室での休養、経過観察は原則として1時間を限度とし、快復しない場合は担任に連絡し、処置を決める。
- (4) 早退、受診、移送については緊急の場合を除き、担任、保護者への連絡を必ずしてから行う。(熱が高い場合や痛みが激しい場合など、症状が重い場合は保護者に迎えを依頼する。保護者と連絡が取れない場合は生徒だけで帰宅させない。)
- (5) 学校でのけがや体調不良などについては、保護者に連絡する。
 - ・特に頭部打撲や首から上のけがについては、早急に必ず連絡する。
 - ・相手のあるけがの場合は、双方から十分に話を聞きとる。
- (6) 生徒の実態把握や校内での共通理解を図るため、担任と情報交換を密に行う。また、必要に応じて部活動顧問、生徒指導担当、SC・SSW等との連携を図る。

〈留意事項〉

- (1) 体調不良時や受傷時は、担任(不在の場合は学年団の先生)、教科担任に届けてから保健室に来る。
- (2) 授業中に保健室へ来させる場合には、職員室の学年団および保健室ヘインターホン等で必ず連絡を入れる。
- (3) 生徒が保健室を利用する際は、マナーとしてノックをしてから入室する。学年・組・氏名・用件(症状等)を要領よく伝える。
- (4) 用事のないときは入室しない。
- (5) 許可なく就床、休養しない。
- (6) 保健室の器具、資料等は許可なく使用しない。
- (7) 保健室前トイレは、原則として保健室利用者が使用する。
- (8) 養護教諭不在時は、原則として保健室は施錠しておく。保健室利用は、学年団で対応する。(保健室で対応した生徒の様子については後から養護教諭に連絡する。)

令和3年度 性に関する教育年間指導計画

新見市立新見第一中学校

<性に関する教育の目標>

- 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- 男女の心身の特質を基に、互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくために、より適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。
- 社会の風潮に対する正しい判断力を養い、性に対する健全な態度を育成する。

学年	自分自身に関すること			男女の人間関係	家族や社会との関係
	生命	身体的側面	精神的側面		
一年	◎ 生きることの素晴らしさ（道徳） ◎ つながる生命（道徳）	◎ 思春期の体の発達（保健体育） ◎ 生命の誕生（学級活動）	◎ 思春期の心の変化（保健体育）	◎ 異性の理解と協力（学級活動） ◎ 心がときめくとき（道徳）	◎ 性情報への対処（学級活動） ◎ 性の被害者・加害者にならないために（学級活動） ◎ 支え合う家族（道徳）
二年	◎ 輝く生命（道徳）	◎ エイズについて（学級活動）	◎ 思春期の不安や悩み（学級活動）	◎ 男女交際（学級活動） ◎ 友情と好意（道徳）	◎ 性情報について（学級活動） ◎ 家族のきずな（道徳）
三年	◎ 生きていることの奇跡 ◎ かけがえない生命（道徳） ◎ 生物の成長と増え方（理科）	◎ エイズ及び性感染症の予防（保健体育）	◎ 将来の夢（学級活動）	◎ 男女の交際（学級活動） ◎ 人を好きになる（道徳）	◎ 人権と共生社会（社会）

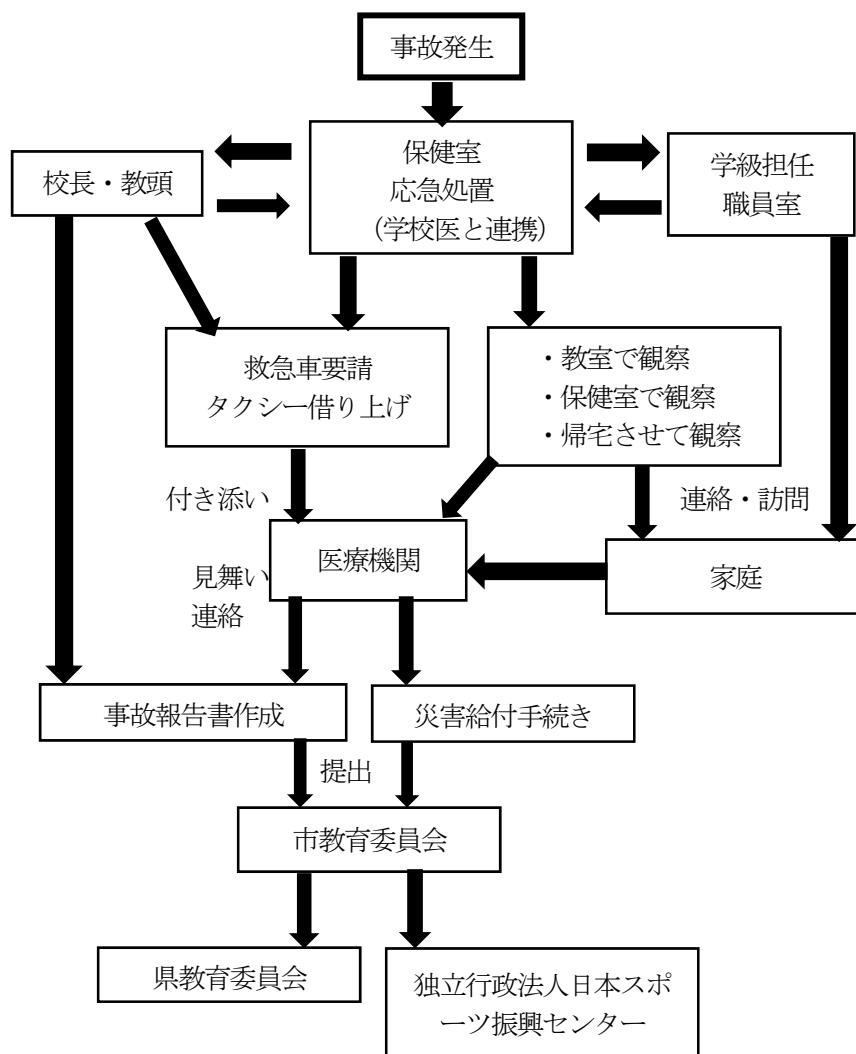
				4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校安全 重点目標				●校内の安全●交通安全	●集団行動と安全	●梅雨期の生活と安全	●夏の健康で安全な生活	●校外生活の自主管理	●体育活動と安全▼▼
学校行事				●始業式・入学式 ●健康診断●交通安全教室	●修学旅行 ●参観日 ●避難訓練	●教育相談●期末考査	●備北夏季総体 ●保護者懇談 ●終業式	●部活動 ●始業式	●運動会 ●スポーツテスト
安全 教育	学級 活動等	1年	●安全な通学 ●自転車の正しい乗り方	●安全な通学	●男子のからだ・女子の からだ	●エイズについて		●運動会の準備と安全	
			●通学の決まり ●自転車点検 ●生活習慣・交通安全教室 ●避難経路の確認	●部活動での安全 ●自転車点検 ●教室での安全	●雨の日の登校 ●自転車点検 ●健康な歯	●夏季の健康管理 ●自転車点検	●夏季の健康管理 ●自転車点検	●生活習慣の見直し ●自転車点検	
		2年	●安全な生活について	●交通安全について	●男女の特性と協力	●夏休みの生活設計		●運動会の準備と安全	
			●通学路の確認 ●自転車点検 ●部活動と安全 ●避難経路の確認	●生活習慣の見直し ●自転車点検 ●自転車事故を考える	●歯と口の健康 ●自転車点検 ●雨の日の登下校	●水難事故を考える ●夏休みの健康	●自転車点検	●自転車点検	
		3年	●修学旅行と安全		●男女の性差			●運動会の準備と安全	
			●通学路の確認・自転車点 検●学習規律・生活習慣 ●修学旅行の安全●避難経 路の確認	●自転車点検	●自転車点検	●自転車点検	●自転車点検	●規則正しい生活 ●自転車点検 ●健康管理について	
		安全 管理	物的管理	●通学路の設定・安全点検 ●校内の施設, 設備の整備	●安全点検 ●避難訓練	●安全点検	●安全点検	●安全点検 ●機械器具等の点検整備	●安全点検●通学路の危 険箇所調査
				●通学方法の確認●健康診 断・健康観察●避難経路の 確認●交通指導	●健康観察●交通指導	●健康観察 ●交通指導 ●雨天時の登下校	●健康観察●夏休みの安 全な生活●交通指導	●健康観察●交通指導	●健康観察●交通指導
生徒会活動			●部活動紹介●専門委員会 ●交通査察・自転車整備 ●カギ点検	●下校促進運動 ●専門委員会 ●生徒総会	●清掃強化月間 ●専門委員会 ●あいさつ運動	●専門委員会	●運動会の準備 ●グリーンプロジェクト	●運動会の準備と安全 ●規則正しい生活●自転 車点検 ●健康管理	
関係機関・家庭・ 地域との連携			●交通協助員との連絡会	●P T A生活指導部会	●P T A交通査察	●P T A交通査察 ●サマーナイトフェス ティバル街頭指導	●ふるさと祭り街頭指導		
その他			●春の交通安全県民運動 ●世界保健デー		●歯と口の健康週間 ●世界環境デー		●夏季休業		

令和３年度 学校安全年間指導計画

			1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
学校安全 重点目標			●環境美化と安全	●災害と安全	●人権意識の高揚と安全	●冬の健康と安全 ●通学路（雪道）の安全	●生活安全の自主管理	●生活安全の反省と評価
学校行事			●備北秋季総体●ふるさと職場体験)	●参観日・PTA 教育講演会●ボランティア活動●ふるさと職場見学●県秋季総体●駅伝大会●小中音楽会	●期末考査●避難訓練●教育相談●保護者懇談●終業式	●始業式 ●3年学年末考査	●入学説明会●1・2年参観日 ●私立入試●公立特別入試●1・2年学年末考査	●3年生を送る会 ●公立一般入試 ●卒業式・修了式
安全 教育	学 級 活 動 等	1 年	●校内生活での事故予測	●避難訓練の必要性 ●男女の理解		●男女の役割		●春休みの健康管理 ●自転車点検
			●自転車点検 ●目の健康	●夜光タスキの必要性●そうじの安全●自転車点検	●風邪の予防●自転車点検●暖気と換気	●生活習慣の見直し●積雪時の登校●自転車点検	●ゆとりある登下校 ●自転車点検	●最上級生の心構え
		2 年	●安全な生活	●思春期の心	●冬休みの生活設計	●冬の健康管理	●性情報への対応	●耳の健康●自転車点検 ●春休みの安全
			●清掃時の安全●自転車点検●目の健康	●風邪の予防●自転車点検●夜光タスキの効用	●自転車点検 ●年末年始の生活	●室内の換気●自転車点検●火気に対する注意	●避難訓練について●自転車点検●冬の体力づくり ●性情報への対応	●自転車点検
		3 年		●交通安全と防災				
			●自転車点検	●冬季の健康管理 ●自転車点検	●自転車点検	●自転車点検●受験期の生活と健康管理●雪道での登下校	●自転車点検	●自転車点検
安全 管 理	物的管理		●安全点検 ●安全点検の見直し ●避難訓練	●安全点検	●安全点検●避難訓練	●安全点検	●安全点検	●安全点検
	人的管理		●健康観察●交通指導	●健康観察●交通指導	●健康観察●交通指導●冬休みの安全な生活	●健康観察●交通指導	●健康観察●交通指導	●健康観察●交通指導
生徒会活動			●清掃強化週間●弁論大会●生徒会役員改選●専門委員会	●専門委員会 ●花壇植え替え	●教室の換気 ●専門委員会	●ユニセフ支援活動●あいさつ運動●専門委員会 ●下校促進運動●給食週間	●専門委員会	●3年生を送る会●専門委員会
関係機関・家庭・ 地域との連携			●PTA交通査察	●夜光タスキの着用指導 ●PTA交通査察	●PTA生活指導部会 ●交通査察中間報告会			●PTA生活指導部会
その他			●目の愛護デー	●全国火災予防週間 ●世界平和記念日	●人権週間 ●世界人権宣言記念日 ●世界エイズデー	●110番の日 ●文化財防火デー		●全国火災予防運動●全国緑化運動●消防記念日

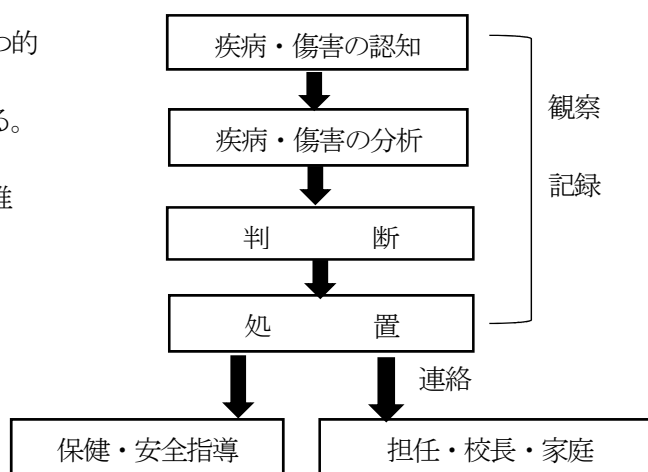
事故発生時の対応の流れ

- 負傷者の状況把握、心身の安定と安静を図る。
- 迅速で正しい応急処置がだれでもできるようにしておく。
- 事故発生からの対応を、時間を追って記録しておく。



【疾病・傷害に対する判断基準】

- 重症度・緊急度の高いものは迅速かつ的確な判断と処置が要求される。
- 連絡等について、早く協力者を求める。
- 必要に応じ、学校医の指示を受ける。
- 頭部外傷、呼吸困難、心臓発作、脊椎損傷、内臓損傷の疑いがある場合は、医師や救急隊員の指示を受ける。



【重症度及び緊急度の判断基準】

○ 次の症状がある場合は、重大な疾患の疑いがあるので、特に注意が必要となる。

重傷度の判断基準

- | | |
|--------------|------------|
| 1 呼吸促進 | 6 悪寒 |
| 2 顔面蒼白・チアノーゼ | 7 強度の発汗 |
| 3 嘔吐の持続 | 8 苦悶・狂躁状態 |
| 4 めまい・あくびの持続 | 9 尿・大便の失禁 |
| 5 意識障害 | 10 急速な脱力状態 |

○ 次の症状がある場合は、危険な兆候である。

救急車を要請し、医療機関への迅速な移送、処置が重要課題となる。

緊急度の判断基準

- | | |
|-------------|------------|
| 1 意識喪失の持続 | 5 多量の出血 |
| 2 ショック症状の持続 | 6 変形のひどい骨折 |
| 3 けいれんの持続 | 7 開放創 |
| 4 激痛の持続 | 8 広範囲の火傷 |

○ 保護者への連絡は、予断や推測を交えず、事実を正確に伝える。

○ 病院へ運ぶ際は、緊急の場合を除き、保護者から指定する病院の有無を確認する。

○ 負傷者を保護者に引き渡すまでは付き添い、看護にあたる。

○ 事故発生の状況調査をおこない、事故の原因、発生後の措置についての問題点を明確にし、類似の事故の再発防止と安全管理、安全指導の徹底を図る。

○ 事故に関する外部からの問い合わせ・取材等に対しては、校内で責任者を決め、窓口の一本化を図る。

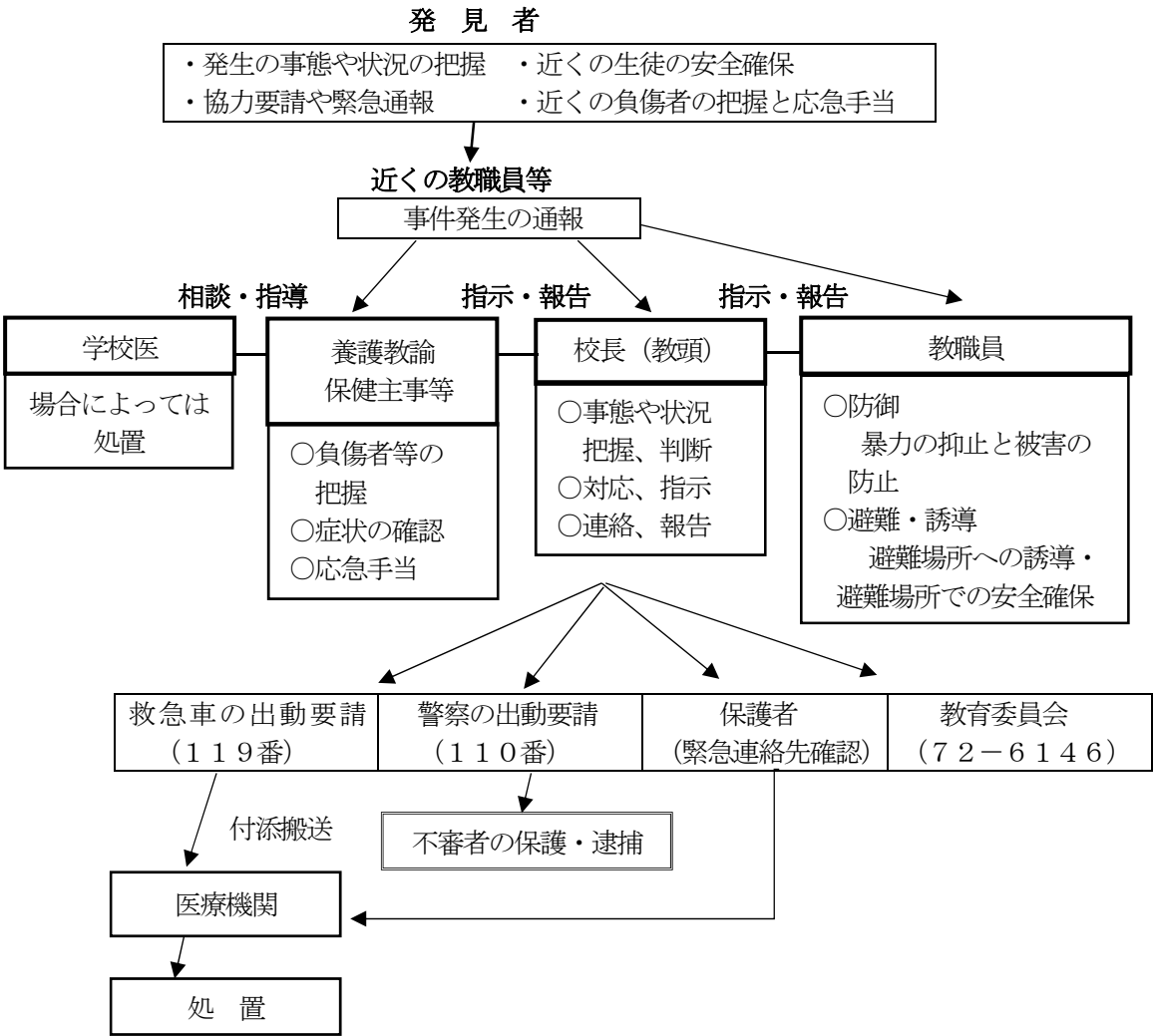
○ 災害共済給付について十分理解しておき、手続きを進める。

学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル

不審者侵入による緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

○不審者侵入による事件発生

重要な視点	1 生徒の安全確保、生命維持最優先 2 冷静で的確な判断と指示 3 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報
-------	---

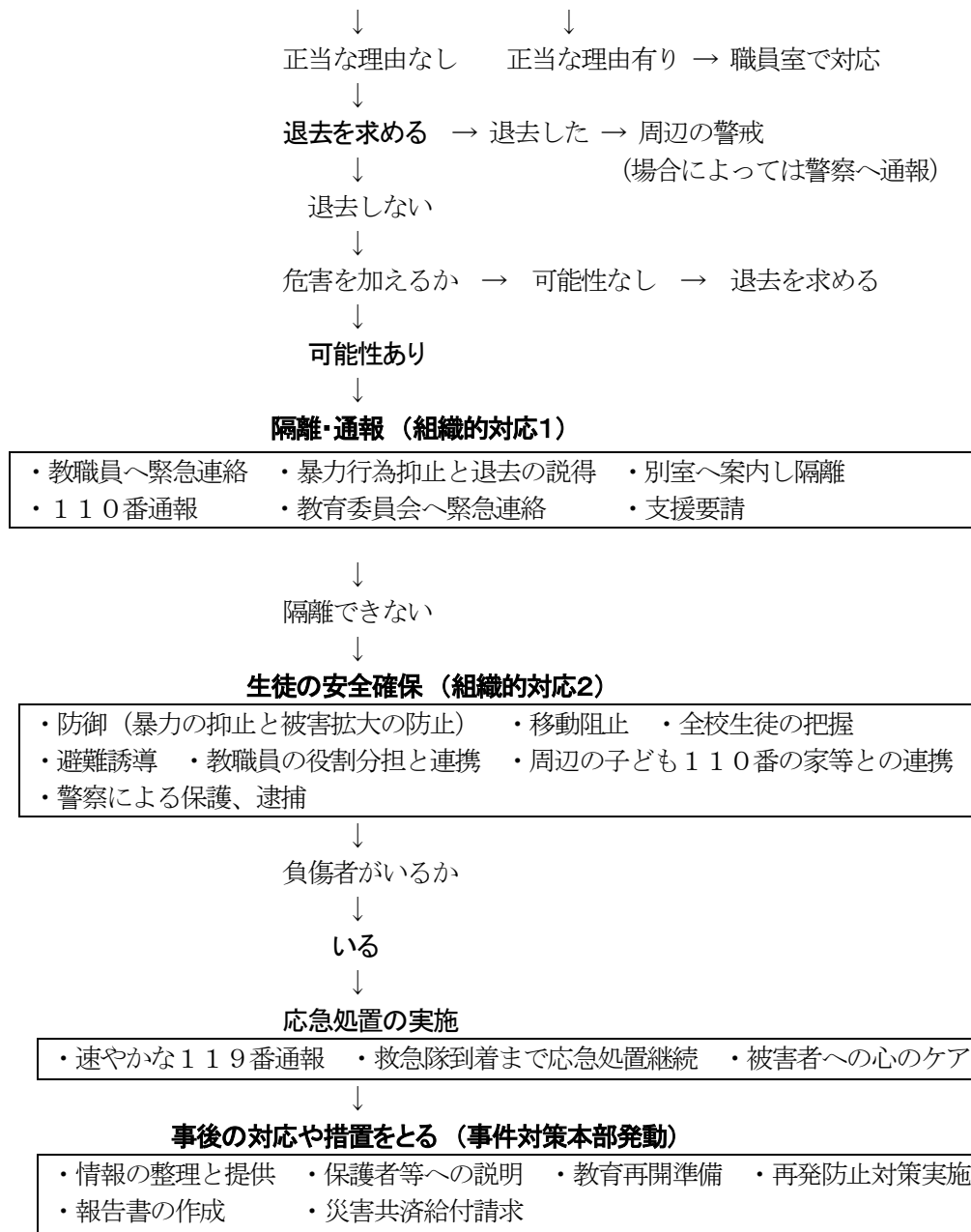


●重大事件の場合は、不審者侵入事件対策本部を設置して対応にあたる。

外部との対応	情報の収集・整理	救護活動
・記録、連絡、報告等 ・保護者説明会 ・報道機関等との対応 ・教育委員会との対応	・生徒の様子 ・通学路の安全 ・保護者等の意見 ・事件の概要と課題	・負傷者の全容把握 ・健康状態の把握 ・心のケア
教育再開準備	再発防止対策の実施	
・実態に即した指導 計画の作成 ・施設、教材等の準備 ・指導体制の整備	・安全管理の充実 (施設設備等の充実) (マニュアルの見直し) ・安全教育(防犯)の充実	

☆学校における不審者への緊急対応

○関係者以外の学校への立ち入り→不審者かどうか受付でチェック



☆不審者・変質者等に対する防犯対策

1 生徒に対する日々の生活の中での防犯指導

- (1) 登下校時には通学路を守り、人通りの少ない場所ではなるべく一人で行動しないようにさせる。
- (2) 学校付近や通学路で不審者を見かけた時には、できるだけ不審者の特徴（車なども含む）を覚えて、保護者等や学校・警察署に通報する。
- (3) 「子ども110番の家」等の場所を確認して、どのように助けを求めるかを指導徹底する。
- (4) 声かけ事案や変質者その他不審者の出没があったときは、生徒にその事実を伝えるとともに具体的な対処要領をその都度指導する。

2 地域ぐるみの安全対策

- (1) 日々の生活の中で、学校や自宅周辺の見回りを行う。
- (2) 不審者に関する情報を得た場合は、たとえ小さなことでも通報する。
- (3) 学校はそれらの協力が得られるよう、地域での会合やPTAに対する啓発に努める。

令和 3 年度

非常変災対策計画書

新見市立新見第一中学校

(新見市立学校管理規則抜粋)

第46条(防火管理等)

- 3 校長は、防火管理者の作成した消防計画を毎年4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 校長は、前項の消防計画に基づき、消防活動のための組織を設け、消防訓練を行わなければならない。
- 5 校長及び防火管理者は、消防計画の実施について、万全を期さなければならない。

第47条(火気取締責任者)

- 1 校長は、火災の発生を防止するため、必要と認める単位ごとに火気取締責任者をおき、所属職員のうちから指定する。
- 2 火気取締責任者は、校長の命を受け火気の手締りにあたる。

第48条(非常変災等への対策)

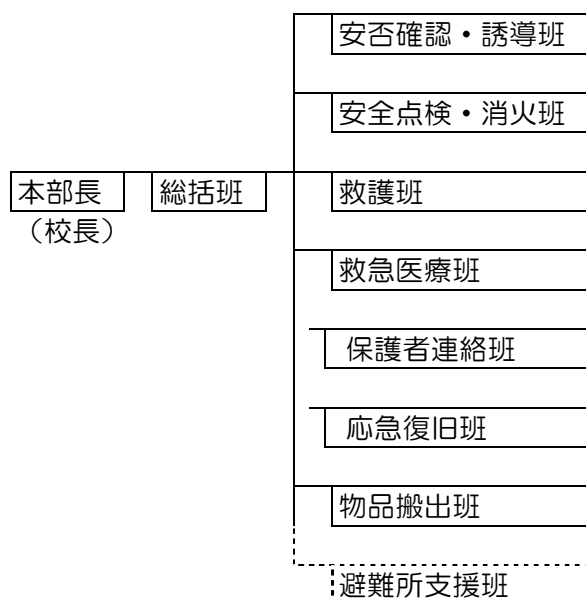
- 校長は前条に定めるほか、非常変災その他急迫の事態に備えて、幼児、児童及び生徒の避難、管理その他職員のとるべき処置等について記載した非常変災等対策計画を作成し、毎年4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 校長は前項の非常変災等対策計画に基づき、非常変災等の対策のための分掌を定めなければならない。
 - 3 校長は、貴重な物品・文書・教育記録等について、あらかじめ「非常持出」の標識を付して非常の場合に備えるとともに、非常変災対策計画の実施について、万全を期さなければならない。

(新見第一中学校非常変災等対策規定)

第1条 本規定は、新見市学校管理規則(第48条)によって定めるものであって、災害の発生を未然に防止するとともに、非常変災における冷静・迅速・適切な処理を確立することを目的とする。

第2条 本校の非常変災等への対応は、全教職員をもって行い、生徒の安全を確保するとともに、避難所となった際の円滑な運営を図るために、次の通りの分掌組織を編成する。

第3条 前条の分掌組織編成及び任務は次のとおりとする。



班 名	業 務 内 容 等	避難場所となったときの追加業務
総括班	・ 校長，教頭，教務，班長で構成 ・ 生徒，教職員の安全確保 ・ 各班との連絡調整 ・ 校内の被災状況等の把握 ・ 教育委員会，災害対策担当部局等との連絡 ・ 第二次避難場所への避難	・ 災害対策本部との連絡 ・ 地域の被災状況の把握 ・ 避難者名簿の作成管理 ・ 避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応 ・ 避難者自治組織の立ち上げ指導
安否確認・誘導班	・ 生徒を安全地帯への避難誘導 ・ 生徒・教職員の安否及び連絡先の確認，負傷者の有無，災害規模の推定 ・ 確認事項を総括班へ報告 ・ 生徒の安全連絡カードの作成	
安全点検 ・ 消火班	・ 初期消火活動 ・ 出火防止 ・ 施設設備の被害状況の点検 ・ 第二次避難場所及び避難路の確保 ・ 二次災害等の危険防止	・ 立入禁止区域の設定
救護班	・ 被災者の救出・救命	
救急医療班	・ 養護教諭・救命救急経験者で組織 ・ 負傷した生徒・教職員の保護 ・ 非常救護所や病院等の専門医療機関との連携	・ 近隣から運び込まれた負傷者の保護
保護者連絡班	・ 生徒の保護者への引き渡し ・ 引き渡す相手方の確認 ・ 引き渡す場合の立会者等の記録	
応急復旧班	・ 校内応急復旧に必要な機材の調達 ・ 生徒への食料，寝具等の調達，管理 ・ 生徒が教科書，学用品等を滅失した場合の対応	
物品搬出班	・ 必要な物品の搬出 ・ 重要な物品の搬出	・ 必要な物品の準備
避難所支援班		・ 水，食料の分配 ・ 炊き出し，水くみ ・ 救援物資の受け入れ，管理 ・ トイレの設置，維持，管理 ・ 清掃，ゴミ処理など衛生管理 ・ ボランティアの組織化

第4条 火気その他の非常変災を発見したときは，大声をもって連呼し，また，適切な手段を持って通告する。

第5条 非常変災の発生を認知したときは、本部長に連絡し（火災時は、まず119番に通報・不審者対応時は110番及び119番に通報）臨機応変に処置をし、被害の軽減に期する。

第6条 修学旅行・宿泊研修等校外活動における非常変災発生ときは、当事者及び本部長の指示に従い、予めその場に應ずる避難方法を知っておかなければならない。

第7条 非常変災等対策訓練は、定期的に年3回行い、随時に臨時訓練を行う。

第8条 防災目的達成のため、火気取締責任者を兼ねた地区防災責任者を定める。

- 1 地区防災責任者 別紙
- 2 地区防災責任者は、毎日下校時、担当地区の火気及び防火施設、戸締り及び安全に関する点検を行う。
- 3 週番教師及び日直は、別に定める規定により臨機応変の処置をするとともに、日中の災害予防にあたる。
- 4 非常持出しを要する物件・公簿類は、標識をつけ、予め学校で定めた耐火書庫に置く。
- 5 防火用具の員数と配置
 - 消火器（校舎内）22
 - 消火栓（校舎内・体育館）8
- 6 施設設備等の安全点検を定期的に月1回行い、随時に臨時点検を行う。

第9条 夜間及び休業中の災害発生の場合、近住の職員は直ちに参集し、第3条の任務に協力する。

第10条 授業中の避難を要するときは、生徒の安全確保を第一とし、生徒は当時の教職員の指揮により、運動場または定められた場所に避難する。

第11条 非常災害の場合、教職員は、生徒を安全地帯へ避難させたのち、所定の任務につく。

（学校が避難所になった場合）

第12条 学校が避難所となった場合の対応は、避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、施設の開放は、その機能を踏まえて行う。また、生徒が在校中の場合は、生徒の安全確保を第一とする。発生時の安全確保計画は別に定める。

- ・ 普通教室は災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放するが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが必要である。
- ・ 理科実験室、技術室等特別教室は、危険物等があるので原則として避難者収容のためには開放しない。

新見第一中学校非常変災分掌組織

新見市立学校管理規則第48条によって定められている非常変災分掌については、非常対策実施要項・防災規則・生徒心得及び避難経路等、次に定める他は、すべて別紙によるものとする。

1 本年度における非常変災分掌は次のとおりである。

本部長代行順 (校長→教頭→教務)

本 部 長	校長(小藤)
総 括 班	班長 : 教頭(千原) 教務(杉本), 各班長
安否確認 ・避難誘導班	班長: 重村 1年: 堀江、木村、藤野 2年: 久津間、木村、見持、小松 3年: 安田、前原、小林、大場 特別支援学級: 福田、早川 (花田, 井上, 羽柴) → 誘導安否確認後, 保護者連絡班へ
安全点検 ・消火班	班長 : 中山 松永、藤井 → 安全点検・消火後, 救護班へ
救 護 班	班長 : 上仲 ← 安全点検・消火後(松永、藤井)
救急医療班	班長 : 森上、羽柴、西村
保護者連絡班	班長 : 重村 ← 避難誘導確認後(堀江、久津間、安田、福田)
応急復旧班	班長 : 山本、角田
物品搬出班	班長 : 林、田中

避難所支援班 (避難所となった場合)	本部長 : 校長(小藤) 副本部長 : 教頭(千原) 総 括 : 教務(杉本) 生徒対策 : 安田、木村、前原、藤井、藤野 自治組織対策: 上仲、重村、中山、西村 救援物資対策: 木口、久津間、松永、小林、大場、花田 施設設備管理: 堀江、小松、田中、山本 救急医療対策: 森上、羽柴、西村、林、角田、
-----------------------	--

2 非常変災対策訓練は上記規定の分掌組織によって実施する。

3 地区防災責任者（火気取締責任者）を次のように定める。

(1) 校舎

ア	校長室・応接室	千原 隆
イ	職員室	千原 隆
ウ	各教室	各担任
エ	男子更衣室	千原 隆
オ	女子更衣室	森上淳子
カ	保健室	森上淳子
キ	ゆずりは教室	早川喜更
ク	階段下倉庫	田中武志
ケ	機器室	千原 隆
コ	休憩室	杉本 亘
サ	校務員室	山本健二
シ	1階教材室	杉本 亘
ス	整備倉庫	千原 隆
セ	配膳室	角田千恵美
ソ	ゴミ庫	山本健二
タ	技術室・準備室	木村綜志
チ	各階トイレ	各学年主任

ツ	視聴覚教室	西村展子
テ	多目的ルーム	木村綜志
ト	図書室	羽柴昌枝
ナ	生徒会室	生徒会担当
ニ	2階教材室	杉本 亘
ヌ	第一理科室・準備室	中山善博
ネ	第二理科室・準備室	中山善博
ノ	美術室・準備室	井上加奈子
ハ	調理室・準備室	藤野真美
ヒ	被服室	藤野真美
フ	音楽室・準備室	上仲昌子
ヘ	3階相談室1・2	中山善博

(2) 体育館

ア	体育館内部	前原史哉
イ	体育館裏倉庫・石灰庫	前原史哉
ウ	体育倉庫	前原史哉